

令和5・6年度の入札参加資格審査申請の受付について（お知らせ）

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、横浜市（水道局・交通局・医療局病院経営本部を含む。）が発注する「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」の調達契約（特定調達契約を含む。）について、入札参加を希望する方の申請受付を次のとおり実施しますので、お知らせします。

今回は、申請方法や名簿の取扱いに多くの変更点がありますので、併せてお知らせします。

1 令和5・6年度定期申請概要

(1) 受付期間

申請内容の入力・送信：令和4年10月3日（月）から令和4年10月26日（水）まで
※必要書類のご提出（PDF形式でのアップロード）は令和4年11月4日（金）まで受け付けます。

※ 土、日及び祝日は除きます。

(2) 受付時間

午前9時から午後8時まで

(3) 受付資格区分

「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」

(4) 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) その他

令和5・6年度入札参加資格審査申請の申請受付に伴い、令和3・4年度名簿登載のための随時申請は、令和4年10月1日（土）から令和4年10月31日（月）まで停止します。

2 令和5・6年度定期申請における主な変更内容

(1) 必要書類の提出方法について（共通）

これまで、資格審査申請システムでの必要事項の入力・データ送信後、必要書類については郵送で提出いただいていたましたが、今回から、システム上で書類のPDFデータをアップロードすることにより提出いただくように変更します。

(2) 二段階認証の導入について（共通）

今回から申請システムへログインする際に、事前に登録されているメールアドレス（令和3・4年度名簿に連絡先としてご登録いただいているメールアドレス）を用いた二段階認証を開始します。

(1)(2)については、令和4年6月14日に横浜市ホームページ「ヨコハマ入札のとびら」にてお知らせした資料をご参照ください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/pdf/202206eikituchi.pdf>

(3) 本市から支払いを受ける振込先口座の登録について（共通）

契約の履行後など横浜市への代金等の請求のために、振込先口座をあらかじめ登録する「指定者コード等」を令和4年度をもって廃止し、有資格者名簿と統合します。そのため、令和5年度以降も振込先口座のご登録を希望する方は、有資格者名簿でのご登録が必要なため、今回の定期申請でのご申請をお願いいたします。

詳細については、横浜市会計室が同内容のお知らせを下記URLに掲載していますのでご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/kouza-touroku.html>

(4) 入力内容の一時保存機能の追加について（共通）

今回から入力途中での一時保存が可能となります。ご申請内容の入力・データ送信後は原則として、内容の修正はできませんので、一時保存機能を活用し、入力内容をよくご確認いただいたうえで、受付期間内に申請を完了いただくようお願いいたします。

(5) 格付計算に係る申請項目について（共通）

これまで全事業者にご入力いただいていた次の申請項目について、格付工種・種目の申請をする事業者の方だけに入力いただくよう変更します。

- ・障害者雇用状況による格付点数への加算の申請の有無等
- ・男女共同参画に関する一般事業主行動計画策定・届出状況による格付点数への加算の申請の有無
- ・建設業労働災害防止協会加入の有無（工事のみ）
- ・ISO9001 認証状況による格付点数への加算の申請の有無（物品・委託等のみ）
- ・ISO14001 認証状況による格付点数への加算の申請の有無（物品・委託等のみ）

(6) 種目・細目の一部再編について（物品・委託等）

次のとおり物品・委託等の種目・細目の新設・再編を行います。

- ア 物品委託等（委託）に種目「701：物品以外の修繕」を新設します。
細目は以下の10種類とします。
A 土木修繕 B 建築修繕 C 内装修繕 D 塗装修繕 E 防水修繕 F 電気修繕 G 電気通信修繕
H 給排水・空調修繕 I 消防設備修繕 Z その他
- イ 「313：公園緑地等管理」に細目「C：公園遊具点検」を追加します。
- ウ 「021：医薬」の細目「A：一般用医薬品・医薬部外品」を
「A：一般用医薬品」へ名称変更します。
- エ 「107：青焼・複写」を「107：複写」と名称変更したうえで、細目「A：青写真」を削除します。

(7) 技術職員数の申請方法・時期の変更について（設計・測量等）

これまでは名簿登載時（定期申請時・新規申請時）に設計・測量等における技術職員数の申請をいただいていたが、今後は名簿登載時でなく、令和5年2月末を予定している名簿登載審査の結果通知後に、資格審査申請システム内の「発注参考資料」のページからご入力いただきます。そのため、これまでは名簿有効期間中の技術者数の変更申請はできませんでしたが、今後は随時更新することが可能となります。

(8) 物品・委託等、設計・測量等に係る契約実績の有効年数の延長

物品・委託等、設計・測量等における契約実績について、現在5年としている有効期間を7年とします。令和3・4年度名簿登載時に審査された契約実績が令和5・6年度定期申請時に有効期間内であれば、前回登録時の実績をそのまま引き継ぎ申請画面で初期表示されるため、申請する際の入力や確認資料を用意する必要はありません。

お問い合わせ先

財政局契約第一課管理係：電話 045-671-2707